

令和8年度ふくしま米販路拡大事業 業務委託仕様書（案）

1 事業目的

東日本大震災・原子力災害以降、県では県産農林水産物の風評払拭を図るため、本県産の安全性及び魅力の周知とともに、販路の回復・拡大に結びつく取組を一体的に展開してきた。その結果、農林水産物の販売価格については、一部の品目では震災前の状態に戻りつつあるものの、未だ震災前の水準に回復していない品目も見られる。

特に米については、小売店等での定番商品としての取り扱いが限定的であるなど、風評の影響が続いていることから、本事業により県外（特に首都圏、中京圏、関西圏）の飲食店、米穀店及び流通関係者へのアプローチを強化し、福島県産米の販売促進・販路拡大を図る。

2 委託業務の内容

(1) 「ふくしまプライド。」福島県産米応援店の運営に関すること

「ふくしまプライド。」福島県産米応援店（以下、「応援店」）制度の事務局として運営すること。

応援店の概要

- 福島県産米にこだわりや愛着をもって長く取り扱っていただける米穀店や中食・外食事業者とより深い関係を築くため、「『ふくしまプライド。』福島県産米応援店」（以下、「応援店」という。）の認定制度を令和7年度に開始した。
- 令和8年2月末現在で応募内容を審査中、最大30店舗を3月上旬に認定予定。
- 応援店と県は情報交換等を行いながら、協力して福島県産米の魅力を積極的に発信する。

ア 令和8年度登録募集に関すること

- ・既設の「ふくしまの米 WEB サイト」(<https://fukushima-pride.com/fukushimanokome/>)を活用し、新規10件を上限に募集し、10月初旬までに認定すること。なお、サーバー管理は別事業で委託するため、募集のために作成したHTMLデータを県に納品すること。

イ 応援店等の販売促進支援に関すること

(ア) 販促資材の提供

- ・応援店等の販促支援を目的に、必要に応じてポスター、のぼり、パンフレット等の販促資材を提供すること。なお、ポスター、のぼりの制作については、別事業で委託するため、本事業の対象外とする。
- ・パンフレットについては、既存の福島県産米紹介パンフレット「ふくしまの美味しいお米カタログ（A5サイズ、4色16ページ）」の時点修正等を行いデータで納品すること（本委託事業では印刷を行わない）。

(イ) 広報支援

- ・応援店が行う福島県産米の魅力を発信する取組について取材を行い、「ふく

しまの米 WEB サイト」に記事を掲載すること。

(ウ) 産地情報の提供

- ・ 応援店等の産地への関心を喚起し、理解を深めるため、産地情報（生育情報や生産状況、農業者の紹介等）を取材の上、提供することとし、訴求力の高い企画や効率的な提供方法について提案すること。なお、産地情報の収集等に関しては県内3か所、各4回程度とする。

(エ) 産地視察ツアー

- ・ 応援店等を対象に、産地の気候・風土を体感し、生育状況や県オリジナル品種の特性等の理解を深め、商談まで結びつけるためのツアーを2回以上実施するものとし、効果的な企画について提案すること。
- ・ 視察先には福島県の水稲オリジナル品種「福島59号」のほ場を含めること。（視察先選定の調整は県が行う）
- ・ 1回の参加者数は10名程度とすることとし、確保するための有効な募集方法とすること
- ・ 実施にあたっては、旅行業法に基づき、募集型企画旅行（県内全域）の催行可能な実施体制とし、バスや食事等のツアー手配、行程作成、募集、安全管理等ツアー催行にあたり、必要な業務を適切に実施すること。
- ・ ツアー全体を網羅したマニュアルを作成すること。

(オ) 情報交換会の開催

- ・ 応援店が一堂に会して、福島県産米の販売促進等に関する情報交換を行い、連携を強化するための会を1回以上開催すること。

(カ) その他

- ・ 上記のほか、応援店の支援となる取組を独自に提案すること。

(2) 福島県産米を使用している中・外食事業者の見える化に関すること

- ・ 福島県産米を使用している大手チェーンの中食・外食事業者について情報を収集し、3社を目標に応援店への参加誘導等により福島県産米使用の見える化を行い、福島県産米の認知拡大を図ること。
- ・ 福島県産米を使用している中食・外食事業者が福島県産米を使用していることを見える化できるツール（ポスター、POP等）について、作成すること。
- ・ ツールについては、ツール活用による効果や使用場面を想定して企画提案すること。

(3) 県産米情報サイトにおける発信に関すること

- ・ 既設の県産米情報サイト「ふくしまの米 WEB サイト」において、時点修正や新着情報の提供等を行うこと。
- ・ 福島県内の地域ブランド米を紹介するページを構築すること。
- ・ その他、県より指示があった際は、速やかにWEBサイトの改修等を行うこと。

- ・サーバー管理については別事業で委託するため、ページの更新にあたってはHTML データを県に納品すること。

(4) その他

- ・福島県オリジナル水稲品種「福、笑い」の販売促進等については別事業となるため、「「福、笑い」等ブランド化推進事業」の受託事業者と連携を図り、事業を実施すること。また、県産米の県内消費の拡大や県外認知の向上を図る「福島県米消費拡大推進会議」とも適宜、連携して、事業を実施すること。
- ・上記のほか、目的を達成するために必要な業務について、独自に提案をすること。

【提案のポイント】

当県産米の業務用米比率が高い現状を分析し、福島県産米の販売促進・販路拡大に効果的な施策を提案すること。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 成果品

(1) 実績報告書

(2) その他、県が必要と認める書類

なお、各々の様式は、県、受託者が協議のうえ定めることとする。

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を指定する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 総括責任者通知書

(3) 再委託等に係る承認申請書（該当がある場合のみ提出）

(4) 完了届

(5) その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 総括責任者

本事業に当たって、十分な経験を有する者を総括責任者として選任しなければならない。

なお、総括責任者は、本事業が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

7 関係機関との協議

本事業の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡したうえでこれを行うものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県、受託者が協議のうえ定めることとする。